



2019年3月7日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代 表 者 名 代表取締役社長 本間 洋
(コード：9613 東証第1部)
問 合 せ 先 I R室長 瀬戸口 浩
(TEL. 03-5546-8119)

ネットイヤーグループ株式会社株券（証券コード：3622）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年2月5日開催の取締役会において、ネットイヤーグループ株式会社（株式会社東京証券取引所マザーズ市場、コード：3622、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2019年2月6日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2019年3月6日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(2) 対象者の名称

ネットイヤーグループ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,618,200株	2,130,200株	4,618,200株

(注1) 本公開買付けに売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,130,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,618,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019年2月6日（水曜日）から2019年3月6日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、2019年3月20日（水曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、850円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の総数（3,395,701株）が、買付け予定数の下限（2,130,200株）に達し、かつ、買付け予定数の上限（4,618,200株）を超えなかったため、公開買付け開始公告（その後提出された公開買付け条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2019年3月7日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付け数
株券	3,395,701株	3,395,701株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	3,395,701株	3,395,701株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
-------------------------------	----	----------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	33,957 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.52%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主の議決権の数	69,973 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2019年2月7日に提出した第20期第3四半期報告書(以下「本第3四半期報告書」といいます。)において2018年12月31日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本第3四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(6,999,000株)から、本第3四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(113株)を控除した株式数(6,998,887株)に係る議決権数(69,988個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2019年3月13日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2019年2月5日付で公表した「ネットイヤーグループ株式会社株券(証券コード3622)に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上